

# 収入保険の実施状況等について

---

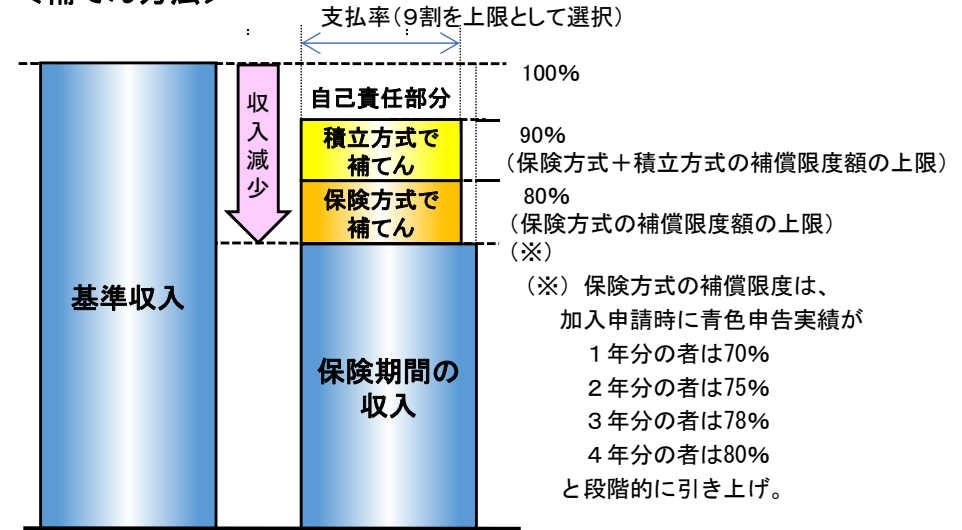
令和 2 年 6 月  
農 林 水 産 省

# 1. 収入保険の仕組み

実施主体	全国農業共済組合連合会(平成30年4月設立) (加入申請等の窓口業務は、地域の農業共済組合等へ委託)
対象者	青色申告を行っている農業者※(個人・法人) ※ 加入申請時に、青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入可
保険の対象	農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体 ※ マルキン等が措置されている肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外
基準収入	農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、保険期間の営農計画も考慮して設定(規模拡大特例、収入上昇傾向特例により上方修正)
補てん方法	保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度額)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)を上限として、「掛捨ての保険方式」と「掛捨てとまらない積立方式」の組合せで補填
保険方式の保険料	保険金額の1.08%(50%の国庫補助後) ※保険金の受取がない方は、保険料率が下がっていく仕組み
積立方式の積立金	掛捨てではない(75%の国庫補助)

※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度はどちらかを選択して加入。

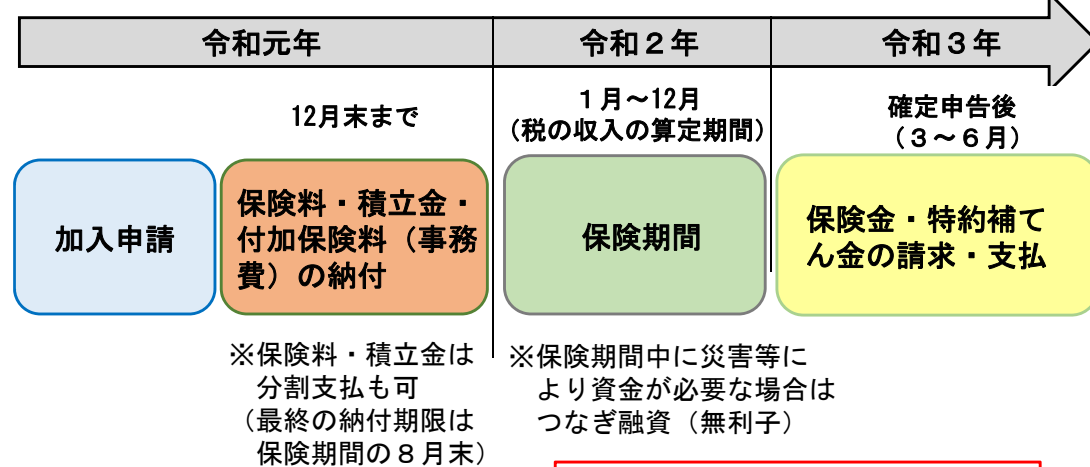
## <補てん方法>



基準収入は、過去5年間の平均収入(5中5)を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定  
(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

※令和2年1月からは、補償の下限を選択することにより、最大4割安い保険料で加入できるタイプを新たに創設

## <収入保険のスケジュール>



※保険期間が令和2年1月~12月の場合のイメージ  
※保険期間は、税の収入の算定期間と同じ。  
※法人の保険期間は、事業年度の1年間なので、事業年度の開始月によって、スケジュールが変わる。

※令和2年の保険料等の納付期限は、保険期間開始から11ヶ月後まで延長の特例を措置。

## 2. 令和2年の収入保険の加入状況

### (1) 加入状況

#### ① 加入実績

- 令和2年の収入保険の加入実績は、令和2年4月末現在で、全国で約3万5千経営体。農業所得者の青色申告者（46万人）の7.5%が加入。  
うち、個人は3万2千経営体、法人は3千経営体となっている。  
(引き続き、事業年度の開始月が7月以降の法人に対して、令和2年の加入を推進中。)
- 現時点での加入者の基準収入の平均は1,600万円（個人の平均は1,300万円、法人の平均は4,000万円）。

#### 【個人、法人別の加入状況】

(経営体)

	個人	法人	全体
令和元年	20,302 (4.6%)	2,510 (10.9%)	22,812 (5.0%)
令和2年	31,803 (7.3%)	2,920 (12.7%)	34,723 (7.5%)
差	11,501	410	11,911

(注1) 令和2年4月末現在。以下同じ。

(注2) ( )は個人・法人・全体ごとの青色申告者に対する割合

#### 【認定農業者等の加入状況】

(経営体)

	認定農業者	認定新規就農者	その他
個人	18,279 (8.5%)	425 (3.7%)	13,099
法人	2,268 (9.1%)	19 (6.7%)	633
全体	20,547 (8.6%)	444 (3.7%)	13,732

(注) ( )は、個人・法人・全体ごとの認定農業者及び認定新規就農者の認定件数に占める割合

#### (参考) 農業所得者の青色申告者数の推移

(万人)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
青色申告者数	43.0	44.0	44.5	44.9	46.0
個人	41.5	42.1	42.4	42.7	43.7
法人	1.5	1.9	2.1	2.2	2.3

(注) 国税庁事務年報（個人・農業所得用）、国税庁会社標本調査、農林業センサス、農業構造動態調査。

#### (参考) 認定農業者及び認定新規就農者の認定件数

(経営体)

	認定農業者	認定新規就農者
個人	214,078	11,630
法人	24,965	285
全体	239,043	11,915

(注) 認定農業者の認定状況、認定新規就農者の認定状況  
(平成31年3月末現在)

# (参考) 令和2年の収入保険の都道府県別の加入状況

都道府県	加入目標 (a)	加入件数			割合 (b/a)	都道府県	加入目標 (a)	加入件数			割合 (b/a)	都道府県	加入目標 (a)	加入件数			割合 (b/a)
		令和元年	令和2年 (b)	差				令和元年	令和2年 (b)	差				令和元年	令和2年 (b)	差	
北海道	6,440	1,369	<b>1,984</b>	615	30.8%	石川県	1,110	279	<b>371</b>	92	33.4%	岡山県	2,237	267	<b>469</b>	202	21.0%
青森県	2,580	1,628	<b>2,230</b>	602	86.4%	福井県	1,200	481	<b>753</b>	272	62.8%	広島県	2,000	248	<b>404</b>	156	20.2%
岩手県	2,930	819	<b>1,507</b>	688	51.4%	山梨県	1,810	268	<b>519</b>	251	28.7%	山口県	1,820	328	<b>556</b>	228	30.5%
宮城県	2,579	583	<b>1,282</b>	699	49.7%	長野県	4,500	509	<b>857</b>	348	19.0%	徳島県	860	175	<b>261</b>	86	30.3%
秋田県	1,706	873	<b>1,135</b>	262	66.5%	岐阜県	1,450	227	<b>300</b>	73	20.7%	香川県	1,150	469	<b>506</b>	37	44.0%
山形県	2,500	711	<b>1,035</b>	324	41.4%	静岡県	3,500	554	<b>913</b>	359	26.1%	愛媛県	2,000	1,408	<b>1,622</b>	214	81.1%
福島県	3,000	792	<b>1,485</b>	693	49.5%	愛知県	4,500	303	<b>526</b>	223	11.7%	高知県	960	426	<b>585</b>	159	60.9%
茨城県	2,540	570	<b>823</b>	253	32.4%	三重県	1,800	322	<b>493</b>	171	27.4%	福岡県	3,030	693	<b>1,063</b>	370	35.1%
栃木県	2,860	933	<b>1,456</b>	523	50.9%	滋賀県	1,250	247	<b>352</b>	105	28.2%	佐賀県	1,710	443	<b>633</b>	190	37.0%
群馬県	2,400	279	<b>572</b>	293	23.8%	京都府	1,300	135	<b>202</b>	67	15.5%	長崎県	1,130	394	<b>530</b>	136	46.9%
埼玉県	3,100	218	<b>466</b>	248	15.0%	大阪府	1,200	21	<b>105</b>	84	8.8%	熊本県	3,540	908	<b>1,361</b>	453	38.4%
千葉県	4,550	79	<b>148</b>	69	3.3%	兵庫県	2,150	173	<b>204</b>	31	9.5%	大分県	1,700	826	<b>948</b>	122	55.8%
東京都	2,050	84	<b>131</b>	47	6.4%	奈良県	850	69	<b>82</b>	13	9.6%	宮崎県	2,130	750	<b>1,344</b>	594	63.1%
神奈川県	2,816	59	<b>91</b>	32	3.2%	和歌山県	2,300	361	<b>611</b>	250	26.6%	鹿児島県	2,100	524	<b>824</b>	300	39.2%
新潟県	3,050	519	<b>834</b>	315	27.3%	鳥取県	2,000	686	<b>1,025</b>	339	51.3%	沖縄県	740	170	<b>255</b>	85	34.5%
富山県	1,070	108	<b>215</b>	107	20.1%	島根県	910	524	<b>655</b>	131	72.0%	計	100,000	22,812	<b>34,723</b>	11,911	34.7%

(注) 加入目標は、平成30年6月にNOSAI全国連が決定した令和4年度を見据えた目標。加入件数は、令和2年4月末現在。

## ② 品目別の加入状況

○ 品目別の加入件数は、米に続いて、野菜、果樹が多い。

### 【品目別の加入状況】

(経営体)

	米	麦類	豆類	野菜	果樹	花き	かんしょ	茶	さとうきび	その他
令和元年	14,634	3,049	3,110	10,637	6,923	1,277	339	305	135	4,210
令和2年	22,033	4,141	4,158	16,098	12,127	2,004	562	602	182	6,117
差	7,399	1,092	1,048	5,461	5,204	727	223	297	47	1,907

(注) 品目ごとの延べ件数

### (参考) 品目別の農業経営体数

(万経営体)

農業 経営体数	米	麦類	豆類	野菜	果樹	花き	かんしょ	茶	さとう きび
	95.3	4.9	9.6	38.2	22.2	5.5	3.1	2.0	1.5

(注) 2015年農林業センサス

### ③ 類似制度からの移行状況

- 収入保険と、収入減少を補てんする機能を有する類似制度（農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等）は選択加入制となっている。類似制度からの移行割合は、ナラシ対策、果樹共済が比較的高い。一方、野菜価格安定制度からの移行割合は低い。

【類似制度からの移行者状況】

(件)

	移行件数			類似制度 加入件数	移行割合	
	令和元年	令和2年 (累計)	差			
	22,009	<b>30,198</b>	8,189	138.8万	2.2%	
農業共済	農作物 共済	14,742	<b>20,650</b>	5,908	126.8万	1.6%
	畑作物 共済	2,825	<b>3,747</b>	922	6.5万	5.8%
	果樹 共済	4,442	<b>5,801</b>	1,359	5.5万	<b>10.5%</b>
ナラシ対策	8,096	<b>11,605</b>	3,509	8.8万	<b>13.2%</b>	
野菜価格安定制度	4,475	<b>6,476</b>	2,001	17.0万	<b>3.8%</b>	
いぐさ・量表農家 経営所得安定化対策	30	<b>51</b>	21	0.04万	12.8%	
加工原料乳 経営安定対策	13	<b>49</b>	36	1.3万	0.4%	

(注) 延べ件数

- ・ 農業共済 ※1
- ・ 収入減少影響緩和対策  
(ナラシ対策)
- ・ 野菜価格安定制度 ※2
- ・ いぐさ・量表農家経営所得安定  
化対策
- ・ 加工原料乳生産者経営安定対策

※1 固定資産の損失を補てんするもの（家畜共済（搾乳牛、繁殖雌牛等）、園芸施設共済（施設内農作物以外）、果樹共済（樹体共済））及び診療費を補てんするもの（家畜共済（病傷共済））を除く

※2 野菜の価格下落時の出荷調整を支援する事業（野菜需給均衡総合推進対策事業）、野菜の契約取引において不作時の数量確保を支援する事業（契約指定野菜安定供給事業数量確保タイプ等）を除く



収入保険とどちら  
か一方を選択して  
加入

- ・ 肉用牛肥育経営安定特別対策  
事業（牛マルキン）
- ・ 養豚経営安定対策事業  
(豚マルキン)
- ・ 肉用子牛生産者補給金制度、  
肉用牛繁殖経営支援事業
- ・ 鶏卵生産者経営安定対策



左記の畜産品目と  
他の品目の複合経  
営の場合は、他の  
品目は収入保険に  
加入できる

※ 複合経営について、マルキン等の対象畜産物について家畜共済（死廃共済）に加入する場合は、マルキン等の対象畜産物及び関連畜産物（育成牛、子豚、育成豚）以外の他の品目は、収入保険に加入できる

## (参考) 収入保険に移行した者の声

	収入保険に移行した者の声
全体	<ul style="list-style-type: none"><li>○ これまで、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度とバラバラに申請していたが、<u>収入保険は一本で良い。</u></li></ul>
農業共済	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 農業共済の対象品目以外も含めて、<u>全ての品目を保険でカバー</u>できる。</li><li>○ 農業共済よりも収入保険の方が<u>掛金が安く、補償内容も充実</u>している。(特に果樹共済)</li></ul>
ナラシ対策	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ナラシ対策は、統計データを用いて収入減少を補填するが、<u>収入保険は、自分の売上を用いる</u>ので、経営実態に合った補填がされる。</li><li>○ <u>ナラシ対策の対象品目以外(野菜等)</u>も含めて収入減少を補填してくれる。</li><li>○ ナラシ対策は補填に下限(標準的収入の20%の収入減少までが補填の対象)があるが、<u>収入保険は収入がゼロになっても補填</u>される。</li><li>○ ナラシ対策と農業共済のセット加入よりも、<u>収入保険の方が掛金が安い。</u></li></ul>
野菜価格安定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 価格低下だけでなく、<u>自然災害による収入減少などにも備え</u>られる。</li><li>○ 他の産地の状況で野菜価格安定制度が<u>発動しない場合</u>もある。</li></ul>

### 3. 令和元年の収入保険の保険金等の支払状況

#### ① 事故発生通知の状況

- 令和元年の収入保険における加入者（2.3万経営体）の事故発生通知は、令和2年4月末現在で、約1万1千件。月別では、台風の影響が大きい9月から11月までが多い。  
 なお、新型コロナウイルスを要因とする事故発生通知は、全国で20件（令和元年の加入者6件、令和2年の加入者14件）。

#### 【事故発生月別の事故発生通知の状況】

	平成31年 1月	2月	3月	4月	令和元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
個人	45	43	66	139	442	372	436	649	1,670	1,506	2,252	665
法人	1	1	2	6	36	38	39	93	153	367	221	158
全体	46	44	68	145	478	410	475	742	1,823	1,873	2,473	823

	令和2年 1月	2月	3月	4月	計
個人	384	345	594	261	9,870
法人	91	72	120	53	1,451
全体	475	417	714	314	11,321

（注1）令和2年4月末現在。

（注2）事故発生通知は、保険期間の収入金額が見込収入金額の9割を下回ることが見込まれる事故が生じた場合に全国農業共済組合連合会に通知するものであり、事故発生の際に通知するため、同じ加入者から複数通知される場合がある。



## ② つなぎ融資の実施状況

○ 収入保険の保険金等の支払いは、保険期間の翌年の確定申告後であるが、保険期間中に大きな損害が発生し、資金が必要な場合は、全国農業共済組合連合会が無利子のつなぎ融資を実施。

令和元年の収入保険におけるつなぎ融資の状況は、令和2年4月末現在で、769件、36億円の貸付けがあり、加入者全体（2.3万経営体）の3.4%に貸付け。

なお、新型コロナウイルスを要因とするつなぎ融資は、16件の申請（令和元年の加入者6件、令和2年の加入者10件）があり、そのうち4件、5千万円の貸付けを実施。

### 【つなぎ融資の実施状況】

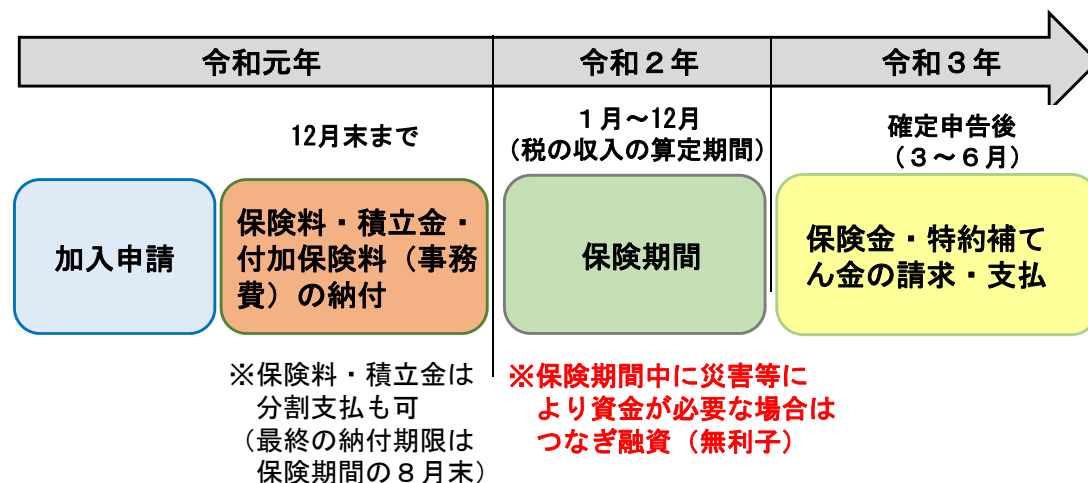
（件、百万円）

（参考）収入保険のスケジュール

	件数	金額	1件当たり金額
個人	653 (3.2%)	2,423 (1.1%)	3.7 (補償対象金額に対する割合16.1%)
法人	116 (4.6%)	1,178 (1.5%)	10.2 (補償対象金額に対する割合21.2%)
全体	769 (3.4%)	3,601 (1.2%)	4.7 (補償対象金額に対する割合17.5%)

（注1）令和2年4月末現在

（注2）件数の（ ）は個人・法人・全体ごとの加入者数に対する割合、金額の（ ）は個人・法人・全体ごとの加入者の保険方式の補償の上限金額（保険金額）と積立方式の補償の上限金額（補填対象金額）の合計額に対する割合



※保険期間が令和2年1月～12月の場合のイメージ

※保険期間は税の収入の算定期間と同じ。

※法人の保険期間は、事業年度の1年間なので、事業年度の開始月によって、スケジュールが変わる。

### 【新型コロナウイルス関係のつなぎ融資の実施状況】

申請件数16件のうち、該当する品目は、花き(6件)、茶(5件)、野菜(3件)等である。

### ③ 保険金等の支払状況

- 令和元年の収入保険における保険金等の支払は、加入者から令和元年の保険期間の農業収入実績の申告があり次第、順次処理が進められているところであり、令和2年4月末現在で、3,049件、72億円の支払い。
- 現時点では、加入者全体（2.3万経営体）の13.4%に支払いがあり、個人は加入者（2万経営体）の14.4%、法人は加入者（3千経営体）の5.3%。

（注）令和2年4月末までに、保険金等の請求・支払があったもののみ集計。

#### 【保険金等の支払状況】

（件、百万円）

	件数	保険金等の金額	1件当たり金額		
			保険金	特約補填金	
個人	2,915 (14.4%)	6,197 (2.9%)	3,185 (1.7%)	3,011 (12.9%)	2.1 (補償対象金額に対する割合27.6%)
法人	134 (5.3%)	1,012 (1.3%)	592 (0.8%)	420 (4.8%)	7.6 (補償対象金額に対する割合32.4%)
全体	3,049 (13.4%)	7,208 (2.4%)	3,777 (1.4%)	3,431 (10.7%)	2.4 (補償対象金額に対する割合28.2%)

（注1）令和2年4月末現在

（注2）件数の（ ）は、個人・法人・全体ごとの加入者数に対する割合、  
 保険金等の金額の（ ）は、個人・法人・全体ごとの加入者の保険方式の補償の  
 上限金額（保険金額）と積立方式の補償の上限金額（補填対象金額）の合計額に対  
 する割合。  
 保険金（ ）は、個人・法人・全体ごとの加入者の保険方式の補償の上限金額  
 （保険金額）に対する割合

# (参考) 都道府県別の保険金等の支払状況

(件、百万円)

都道府県	加入件数	支払件数	割合	保険金等 支払金額	都道府県	加入件数	支払件数	割合	保険金等 支払金額	都道府県	加入件数	支払件数	割合	保険金等 支払金額
北海道	1,369	75	5.5%	503	石川県	279	57	20.4%	87	岡山県	267	31	11.6%	55
青森県	1,628	258	15.8%	515	福井県	481	55	11.4%	96	広島県	248	62	25.0%	190
岩手県	819	60	7.3%	82	山梨県	268	60	22.4%	70	山口県	328	48	14.6%	48
宮城県	583	43	7.4%	40	長野県	509	93	18.3%	278	徳島県	175	58	33.1%	105
秋田県	873	57	6.5%	85	岐阜県	227	46	20.3%	169	香川県	469	66	14.1%	92
山形県	711	71	10.0%	72	静岡県	554	206	37.2%	515	愛媛県	1,408	103	7.3%	105
福島県	792	73	9.2%	81	愛知県	303	108	35.6%	688	高知県	426	70	16.4%	179
茨城県	570	82	14.4%	726	三重県	322	53	16.5%	94	福岡県	693	25	3.6%	52
栃木県	933	112	12.0%	327	滋賀県	247	25	10.1%	25	佐賀県	443	87	19.6%	122
群馬県	279	64	22.9%	141	京都府	135	21	15.6%	59	長崎県	394	39	9.9%	155
埼玉県	218	23	10.6%	70	大阪府	21	4	19.0%	8	熊本県	908	102	11.2%	138
千葉県	79	21	26.6%	69	兵庫県	173	35	20.2%	55	大分県	826	19	2.3%	14
東京都	84	0	0.0%	0	奈良県	69	9	13.0%	20	宮崎県	750	223	29.7%	381
神奈川県	59	6	10.2%	11	和歌山県	361	81	22.4%	196	鹿児島県	524	89	17.0%	247
新潟県	519	67	12.9%	102	鳥取県	686	45	6.6%	29	沖縄県	170	18	10.6%	25
富山県	108	12	11.1%	16	島根県	524	87	16.6%	73	合計	22,812	3,049	13.4%	7,208

(注) 令和2年4月末現在

## ④ 営農別の収入減少の発生割合

- 主な営農別（注）に収入減少の発生割合をみると、令和2年4月末現在で、保険期間の農業収入実績が、基準収入の9割以上となった者の割合は平均で86.6%で、麦類、さとうきび、米の割合が高い。9割を下回った者の割合は平均で13.4%で、茶、かんしょ、野菜の割合が高い。8割を下回った者の割合は平均で8.0%で、茶、野菜、かんしょの割合が高い。

（注）「主な営農別」とは、保険期間の見込農業収入金額に占める金額が1位の農産物等の種類（品目）を主な品目として営農を分類したものである。例えば、「米、野菜」を生産・販売している者の場合、「米」の金額が1位であれば、主な営農は「米」として整理。

### 【主な営農別の収入減少の発生割合】




(%)

	平均	米	麦類	豆類	野菜	果樹	花き	かんしょ	茶	さとうきび	その他
保険期間の収入が基準収入の9割を上回った経営体の割合（補償の対象外）	86.6	93.0	96.8	87.8	80.0	85.4	82.1	79.1	61.4	95.8	87.1
保険期間の収入が基準収入の9割を下回った経営体の割合	13.4	7.0	3.2	12.2	20.0	14.6	17.9	20.9	38.6	4.2	12.9
8割を下回った経営体の割合	8.0	3.1	1.2	8.4	13.0	9.2	9.3	11.6	27.0	1.1	9.1
7割を下回った経営体の割合	4.1	1.2	1.0	5.3	7.2	5.1	4.2	7.0	8.2	1.1	4.3
6割を下回った経営体の割合	2.1	0.6	1.0	1.5	3.2	2.7	3.0	4.7	2.1	1.1	2.6
5割を下回った経営体の割合	0.9	0.3	0.2	0.8	1.2	1.2	1.8	4.7	0.0	0.0	1.5

（注1）令和2年4月末現在

（注2）加入者数に対する割合で整理しており、現時点で保険期間の農業収入実績の申告のない者は、保険期間の収入が基準収入の9割を上回った経営体の割合（補償対象外）に含めている。

### 3. 現場の声への対応状況

現場の声	対応状況
<p>1. 加入者の増やすため、<u>青色申告を強力に推進すべき。</u></p>	<p>○ 農林水産省として、<u>チラシを準備し、青色申告を推進。</u></p> <p>○ <u>農業共済組合とJA、農業会議等が連携した青色申告の推進の取組を促進。</u></p> <p>(注) 青色申告者数の推移 平成28年：44.5万→ 平成29年44.9万→ 平成30年46万</p> 
<p>2. 農業者への<u>制度の周知が不十分。</u></p>	<p>○ <u>令和2年度から、農業共済組合、JA、集荷業者、農業会議、法人協会などの関係機関が推進協議会を構築して取り組む収入保険の加入推進活動を支援。</u> (令和2年度収入保険加入推進支援事業 3.6億円)</p> <p>○ <u>NOSAI全国連が加入者事例を作成し、ホームページに掲載するとともに、農林水産省のFacebook（農水省・農業経営者net）でも毎週配信。</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="860 1046 1384 1442"> <p style="text-align: center;">NOSAI全国連</p> <p style="text-align: center;"><b>【収入保険】私の選択・加入者の声</b></p>  <p>「市場価格の変動リスクに備えて」 【北海道芽室町 黒田 栄観さん（43）】</p> <p>経営規模＝小麦7ヘクタール、パレイショ5ヘクタール、ナガイモ3.8ヘクタール、ゴボウ3.8ヘクタール、スイートコーン3ヘクタール、ユリネ2ヘクタール、ワイン用ブドウ0.7ヘクタール</p> <p>ナガイモなどの野菜の市場価格の変動にリスクを感じています。契約栽培を増やして経営の安定を図っていますが、万全ではないので、価格低下などによる収入減少も補償対象の収入保険に加入しました。</p> <p>収入保険の保険料は、被害がなければ年々下がっていきます。努力の成果が反映されるので頑張りがいがありますね。</p> <p>加入申請の際は、過去の青色申告実績を整理することによって、自分の経営を改めて把握する良い機会になりました。</p> <p>品目ごとの収入の増減が相殺されるのではという考え方もありますが、自分の経営に必要な保険と考えれば、自分の収入全体をみてる収入保険は魅力的ですね。来年も継続加入するつもりです。</p> <p style="text-align: right;">（農業共済新聞 [北海道版] 2019年11月1週号より）</p> </div> <div data-bbox="1496 1046 2020 1442"> <p style="text-align: center;">NOSAI全国連</p> <p style="text-align: center;"><b>【収入保険】私の選択・加入者の声</b></p>  <p>「出荷できない場合も対象に」 【鳥取県大山町 高見 達雄さん（72）】</p> <p>ブロッコリー600アール（初夏150アール、秋冬450アール）、スイートコーン10アールで加入しています。</p> <p>ブロッコリー栽培は排水対策が重要になります。根が短いので、長雨などで水に浸かると、根が枯れてしまい商品になりません。ブロッコリーには野菜価格安定制度がありますが、自然災害などで出荷できない場合の補償がありませんでした。近年は被害の大きな自然災害が多く、台風被害も鳥取県では風より雨被害が目立つようになってきたので、自然災害による減収も対象となる収入保険の存在は大きいですね。</p> <p>収入保険の加入対象要件となる青色申告は7年前に始めました。青色申告をすることで、自分の経営を分析して今後の経営に活かせるのでおすすめです。</p> <p style="text-align: right;">（NOSAI鳥取広報紙「NOSAIとっとり」2019年盛夏号より）</p> </div> </div>

現場の声	対応状況
<p>3. 農業共済組合職員の<u>営業努力が不足</u>。</p>	<p>○ 令和2年度から、農林水産省主催で農業共済組合等の職員を対象とした<u>農業保険外交員研修を実施</u>。 〔 民間の協力も得て、営業ノウハウ、サービス提供ノウハウなどを習得 〕</p> <p>○ 収入保険の加入推進の<u>優良活動事例を横展開</u> 令和元年度から全国農業共済協会が表彰事業を実施。（経営局長表彰） 受賞者は5件。 〔 役職員：山形県農業共済組合職員、茨城県西農業共済組合参事 組織：北海道中央農業共済組合空知支所 高知県農業共済組合四万十支所・幡多支所 佐賀県小城多久地区農業共済組合 〕</p>
<p>4. 加入申請時の<u>事務手続きが煩雑</u>。</p>	<p>○ 令和2年の収入保険からは、 ・ <u>加入申込時は加入申請書と営農計画書のみ</u>の提出 ・ 掛金の分割納付の時期・回数を<u>加入者のニーズに応じて柔軟化</u> などの事務改善を実施。</p> <p>○ 農林水産省の共通申請サービスを利用して、収入保険の<u>加入申請手続きのオンライン化</u>を進める。（令和4年の収入保険から運用開始予定）</p>

現場の声	対応状況
<p>5. <u>掛け捨ての保険料等の負担が大きい。</u></p>	<p>○ 令和2年の収入保険から、補償の下限を選択することにより、<u>保険料を最大約4割安くして加入できるタイプ</u>を準備。  (注) 補償の下限を選択している者は279件(加入者全体3.5万件の0.8%)。</p> <p>○ NOSAI全国連が、売上の大きい農業者に対して、<u>付加保険料が一定額を超えたら軽減</u>することを検討。  (注) 付加保険料(事務費)は、50%の国庫補助あり。  加入者ごとに、加入者割(加入1年目4,500円、2年目以降3,200円)と補償金額等割(1万円当たり22円)の合計。</p>
<p>6. <u>収入保険と野菜価格安定制度を同時に利用できる</u>ようにしてほしい(野菜価格安定制度の脱退手続等が煩雑)。</p>	<p>○ 野菜価格安定制度から収入保険へ移行するための手続がスムーズに進んでいる取組を横展開。</p> <p>○ 野菜価格安定制度の利用者で、自然災害等に備えるため、収入保険へ加入する者については、野菜価格安定制度の脱退手続等が煩雑で事務負担が重いといた事情等を考慮し、令和3年1月から、収入保険と野菜価格安定制度の<u>同時利用(※)</u>ができるようにした上で、検証。</p> <p>※ 野菜価格安定制度から収入保険に移行する者は、1年間は同時利用できることとし、その間は、収入保険の補填金の計算上、野菜価格安定制度の補給金を控除。</p>

現場の声	対応状況
<p>7. 災害により収入が大きく減少した年の収入を基準収入の算定から除いてほしい。</p>	<p>○ 災害により農地に被害が生じ作物の栽培が困難となり、翌年復旧して営農を再開する場合は、<u>経営面積を調整し、翌年の基準収入を上方補正する特例を適用。</u></p> <p>○ 本年の新型コロナウイルスの影響による収入減少に関しては、農業経営への影響等を検証。</p>
<p>8. 他産業と兼業しており、農業収入の<u>リスクカバーの必要性がない。</u>  災害経験が少ないことから、<u>収入減少リスクをあまり感じない。</u></p>	<p>○ <u>産地をはじめ、農業者自らが、災害等のリスクに意識を持ち、自らの経営判断で、</u></p> <p>① 日頃から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報、価格情報などの<u>リサーチ</u>や、</li> <li>・ <u>損害を最小限に抑えるための経営上の工夫</u></li> </ul> <p>② 万一、損害が発生した場合、早期復旧できるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>農業保険（収入保険、農業共済）、民間損保などの利用</u></li> <li>・ <u>事業継続計画（BCP）の策定</u>などの取組</li> </ul> <p>等を進められる環境にしていくための教育、普及方策などを検討。</p>



# (参考) 収入保険、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度の概要

## 収入保険

- (個人の収入データを活用)
- ・青色申告を行っている農業者が対象
- ・自然災害、価格低下、病気や怪我等農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償
- ・原則、全ての農産物が対象
- ・足切り1割あり (保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったら、差額の9割を補填)
- ・保険方式と積立方式の組み合わせ (積立金の75%、保険料の50%が国庫補助)

## 農業共済 (収穫共済)

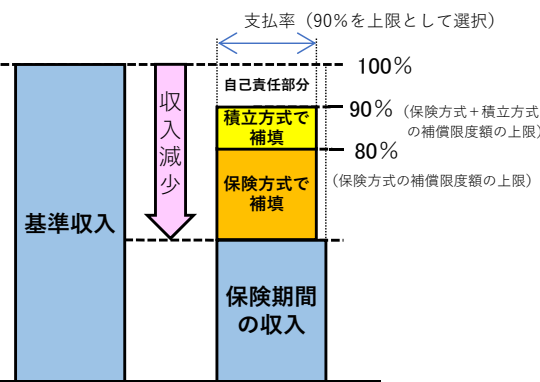
- (個人又は地域の単収データを活用)
- ・対象品目を生産している農業者が対象
- ・自然災害等による収穫量の減少を補償
- ・米、麦、果樹、大豆・ばれいしょ等の畑作物が対象 (野菜や花卉は対象外)
- ・足切り1~5割あり (その年の収穫量が補償水準を下回ったら、その差の減収量に補償単価を乗じて補填)
- ・保険方式 (原則50%は国庫補助)

## ナラシ対策

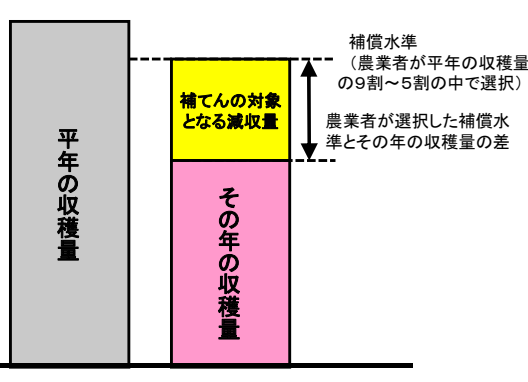
- (地域の単収・価格データを活用)
- ・認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象
- ・価格低下等による収入減少を補償
- ・米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょが対象
- ・足切りなし (当年産収入が標準的収入を下回ったら、差額の9割を補填)
- ・標準的収入の80%が補填の下限
- ・積立方式 (積立金の75%が国庫補助)

## 野菜価格安定制度

- (市場の価格データを活用)
- ・野菜生産農業者が対象 (JAの生産部会単位での加入がほとんど)
- ・価格低下を補償
- ・指定野菜、特定野菜が対象
- ・足切り1割あり (平均販売価額が基準価格の9割を下回ったら、差額の9割を補填)
- ・基準価格の60%が補填の下限
- ・積立方式 (積立金の60%が国庫補助、20%が県補助)

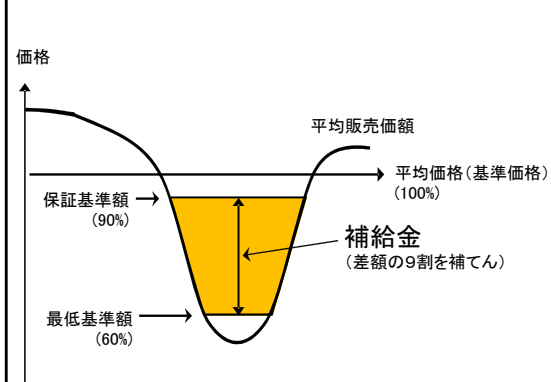
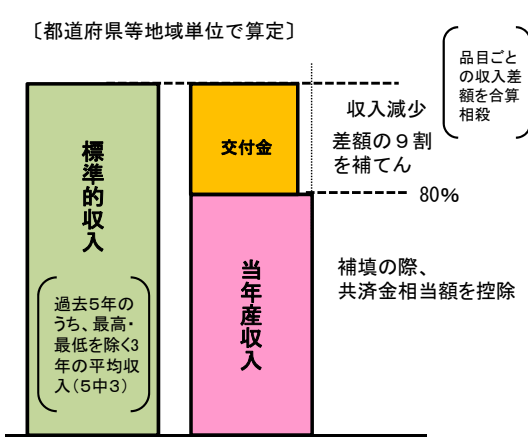


過去5年間の平均収入 (5中5)を基本  
規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定



**共済金**

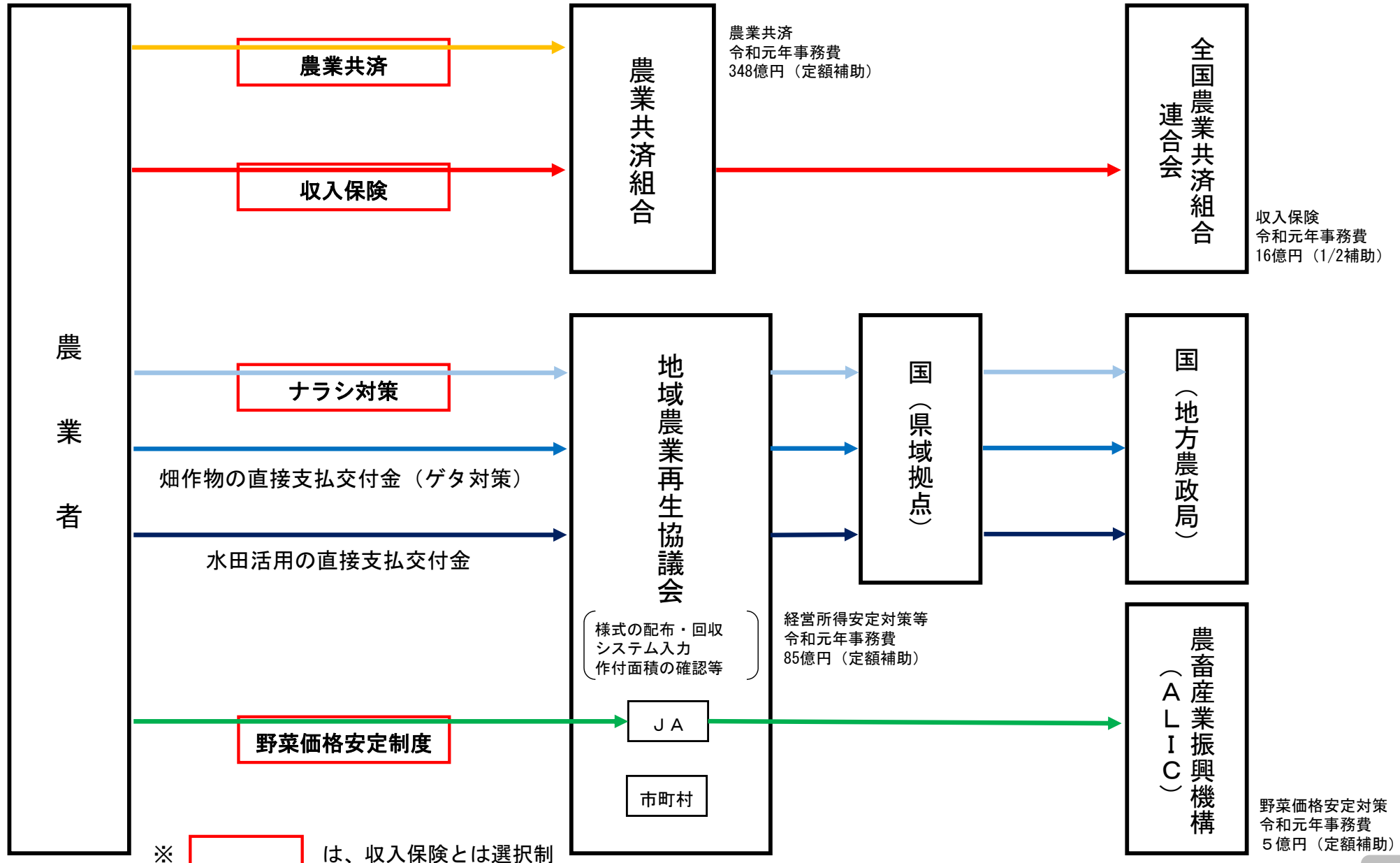
$$= \text{補てんの対象となる減収量} \times \text{農業者との契約による補償単価}$$



(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

# (参考) 現行の主なセーフティネット等の事務の流れ

※ 「農業共済」及び「収入保険」は農業共済組合へ、「ナラシ対策」は地域再生協議会を通じて国へ、「野菜価格安定制度」はJAへ、それぞれ別々に加入申請。



※    は、収入保険とは選択制

# 農業保険法の規定及び附帯決議等

## ＜農業保険法 附則第14条＞

- ・政府は、この法律の施行後4年を目途として、新法の施行状況その他の事情を勘案し、農業経営収入保険事業その他の農業保険の制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## ＜農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成29年6月7日）衆議院 農林水産委員会（平成29年6月15日）参議院 農林水産委員会＞

- ・法施行後の見直しに当たっては、農業経営収入保険事業、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）等の収入減少を補填する機能を有する同趣旨の制度など関連政策全体の検証を行い、総合的かつ効果的な農業経営安定対策の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

## ＜農業競争力強化プログラム（農林水産省・地域の活力創造本部決定）（平成28年11月）＞

- ・制度実施後も、データの蓄積を進めるとともに、農業者のニーズを把握しながら、甚大な被害への対応のあり方等を含め、改善点について、引き続き検討していく。

## 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 2. 農業の持続的な発展に関する施策

#### （1）力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

##### ① 認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し

##### ウ 青色申告の推進

農業経営の着実な発展を図るためには、自らの経営を客観的に把握し経営管理を行うことが重要であることを踏まえ、農業者年金の政策支援、農業経営基盤強化準備金制度、収入保険への加入推進等を通じ、農業者による青色申告を推進する。

#### （4）農業経営の安定化に向けた取組の推進

##### ① 収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進

##### ア 収入保険の普及促進・利用拡大

自然災害や価格下落等の農業経営における様々なリスクに対応し、農業経営の安定化を図るために収入保険が有効な手段であることから、昨今の自然災害等への対応を検証し、収入保険の普及促進・利用拡大を図る。このため、加入申請手続の簡素化など**現場ニーズ等を踏まえた改善等**を行うとともに、地域において、農業共済組合をはじめ行政、農業協同組合や農業法人協会等の関係団体や農外の専門家等が連携して**推進体制を構築**し、加入促進の取組を進める。



## ② 総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方の検討等

### ア 総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方の検討

収入保険については、「農業保険法」（昭和22年法律第185号）において施行後4年を目途に制度の在り方等を検討する旨規定されていることを踏まえ、関連施策全体の検証を行う**「災害等のリスクに強い農業プロジェクト」**を設置し、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金や、野菜価格安定制度など、農業保険以外の制度も含め、収入減少を補填する**関連施策全体の検証**を行い、農業者のニーズ等を踏まえ、**総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方について検討**し、令和4年を目途に必要な措置を講ずる。

### イ 手続の電子化、申請データの簡素化等の推進

農業保険や経営所得安定対策など収入減少を補填する機能を有する類似制度について、上記アの検討と併せ、申請内容やフローの見直しなどの業務改革を実施しつつ、**手続の電子化の推進、申請データの簡素化等**を行うとともに、総合的なセーフティネットの**窓口体制の改善・集約化**を検討し、申請側と審査側双方の利便性向上・事務負担軽減を図る。